

# 田野町コミュニティーバス運行業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

高知県田野町

## 1. 目的

この要領は、田野町コミュニティーバス運行業務を実施するにあたり、田野町地域公共交通会議で合意された田野町コミュニティーバス「たのくるバス」運行変更計画書等に従って、町民の移動手段の確保及び安全かつ効率的に運行するため、広く企画提案を募集し、優れた提案内容等を総合的に評価することで、最も適切な事業者を当該業務の契約交渉相手として選定することを目的とする。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

田野町コミュニティーバス運行業務委託

### (2) 業務内容

別紙「田野町コミュニティーバス運行業務委託仕様書」のとおり

### (3) 業務期間

令和2年10月1日から令和3年9月30日まで

※ただし、本業務の契約は単年度ごとに締結するものとする。

### (4) 提案上限額

金 6,600,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

## 3. 参加資格の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 高知県内に事業所または営業所を有する者で、本業務の遂行に十分な能力を有し、適正な執行体制で迅速な対応が可能な者であること。
- (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づく、一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業または一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者又は同法第78条に定める自家用有償旅客運送事業の運行業務を委託できる事業者。また、許可の取消し等、関係法令による処分を受けていない事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定による更生計画認可、又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 田野町暴力団排除条例（平成23年条例第1号）第2条第1項第1号及び第2号の規定に該当していない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

#### 4. プロポーザルの実施日程

- (1) 公募要領等の公告・配布  
令和2年 7月28日（火）～ 令和2年 8月 6日（木）
- (2) 公募要領等の質問受付期間  
令和2年 7月28日（火）～ 令和2年 8月 6日（木）
- (3) 公募要領等の質問に対する回答  
令和2年 8月12日（水）
- (4) プロポーザル参加表明書等の受付期間  
令和2年 7月28日（火）～ 令和2年 8月11日（火）
- (5) 企画提案書の受付期間  
令和2年 8月14日（金）～ 令和2年 8月20日（木）
- (6) 選考審査会  
令和2年 8月下旬
- (7) 審査結果等の通知（予定）  
令和2年 9月 1日（火）

#### 5. プロポーザルに係る関係書類等の配布

- (1) 配布期間：令和2年 7月28日（火）～ 令和2年 8月 6日（木）  
午前8時30分～午後5時15分（ただし、土日祝日を除く。）
- (2) 配布場所：田野町役場 保健福祉課  
〒781-6410 高知県安芸郡田野町1828番地5
- (3) その他：田野町HP 関係書類等掲載  
閲覧及びダウンロード可能期間 ー 上記（1）の期間

## 6. プロポーザルに係る質問及び回答

- (1) 提出様式：質問書（様式第1号）
- (2) 提出期限：令和2年 8月 6日（木）午後5時15分まで
- (3) 提出先：田野町役場 保健福祉課
- (4) 提出方法：持参又はFAX（持参の場合は、土日祝日を除く。）
- (5) 回答方法：提出された質問への回答は、令和2年 8月12日（水）までに参加者に対してFAXで回答する。

## 7. プロポーザル参加資格の確認（参加表明）

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に定める書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第2号）
- ② 会社概要書（様式第3号）

次の（ア）から（カ）に掲げる書類を必ず添付すること。

- （ア） 定款
  - （イ） 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの）【写し可】
  - （ウ） 未納税額のないことを証明する書類（3ヶ月以内に発行されたもの）【写し可】  
※市町村税及び県税の完納証明書及び国税の納税証明書（法人「その3の3」）
  - （エ） 直近1年の財務諸表【写し可】  
※事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類
  - （オ） 道路運送法の規定に基づく、一般旅客自動車運送事業許可書【写し可】
  - （カ） 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書（別紙様式）
- (2) 提出期限：令和2年 8月11日（火） 午後5時15分まで ※必着
  - (3) 提出部数：1部（添付書類含む）
  - (4) 提出先：田野町役場 保健福祉課
  - (5) 提出方法：持参又は郵送  
※持参の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。  
※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法によるものとする。

## 8. プロポーザル参加資格の通知

本プロポーザル参加申込者のうち、参加資格要件を満たしており、企画提案書の提出を受けることが適当と認められる者に対して、8月13日（木）までに申込者へ書面にて通知する。同じく、本プロポーザル参加申込者のうち、参加資格を有しないと認められる者に対して、8月13日（木）までに、その旨及び理由を書面にて通知します。

## 9. プロポーザルに係る企画提案書等の作成及び提出

### (1) 提案書作成上の基本事項

本プロポーザルは、運行業務における取り組み方法等についての提案を求めるものであり、当該業務内容についての具体的な検討結果や成果品等の一部について提案を求めるものではない。業務に係る作業は、本町との契約締結後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書及び本町が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

### (2) 提案書記載上の留意事項

- ① 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。
- ② 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めめるが、具体的な内容を表現しないこと。
- ③ 提出者を特定することができる内容の記述（社名及び個人名等）をしないこと。

### (3) 提案書等の作成

提案書の様式は、次に示すとおりとする。

- ① 企画提案書提出届（様式第4号）
- ② 企画提案書（様式第4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、4-6、4-7号）
  - (ア) 財務・実績（財務の健全性、事業実績）
  - (イ) 安全性確保体制（乗務員管理体制、車両点検・整備体制、安全指導・教育体制）
  - (ウ) 利便性確保体制（利用者対応、苦情処理、サービス向上）
  - (エ) 危機管理体制（緊急時の対応、事故発生時の責任体制）
  - (オ) 運行業務体制（業務取組姿勢等）
  - (カ) 運行事務体制（使用料徴収収納事務、各種報告事務等）
  - (キ) 利用促進（利用促進の取組み）
- ③ 参考見積及び見積金額内訳書（様式第5号）

※見積額（提案額）は、金 6,600,000 円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を限度とし、仕様書の業務内容及び企画提案書の内容に応じた見積（内訳）金額とする。

(4) 提出期限：令和2年 8月20日（木） 午後5時15分まで ※必着

(5) 提出部数：正本（3）①～③ 1部 副本（3）①～③ 4部

※正本、副本ともにA4縦長左綴じとし、横書き、片面印刷で編纂されたものとする。

(6) 提出先：田野町役場 保健福祉課

(7) 提出方法：持参又は郵送

※持参の場合は、土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法によるものとする。

## 10. プロポーザルに際しての留意事項

### (1) 失格事項

本プロポーザル参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 実施要領に違反した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 実施要領等で示された、提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ⑤ 公告の日から契約締結までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合

### (2) 留意事項

#### ① 複数提案の禁止

企画提案書の提出は、1事業者につき1案とする。

#### ② 提出書類の変更の禁止

提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、本町から要請のあったものについてはこの限りではない。

#### ③ 提出書類の取扱い

提出された企画提案書等は返却しない。また、企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとし、提出された企画提案書等は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。ただし、運行事業者として選定された者が作成した企画提案書等の内容については、本町が必要と認める場合には、当該事業者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

#### ④ 費用負担等

本プロポーザルに係る一切の費用は、参加者の負担とする。

提案内容に含まれる特許権等、法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は参加者が負う。

#### ⑤ 辞退の取扱い

参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第6号）を提出すること。

#### ⑥ その他

本プロポーザル参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

原則、手書きでの提出は不可とする。

## 11. 運行事業者の選考

- (1) 事業者の選考は、田野町コミュニティーバス運行业務委託事業者選考審査会において、企画内容等の審査を行い、当該業務の委託予定事業者を選定する。
- (2) 委託予定事業者の選考は8月下旬に実施し、選考結果を別途文書で通知する。

## 12. 契約の締結

- (1) 選考審査会で委託予定事業者を選定した後、速やかに当該事業者と協議し、改めて見積書の提出を求め、その結果を踏まえ、契約締結の交渉を行う。  
※ただし、本プロポーザルは、令和3年4月以降の予算議決がなされていないため、予算が成立しなかった場合には、契約を締結することはできない旨を付します。
- (2) 委託予定事業者から提出された企画提案書を参考に協議を行い、業務に係る仕様を確定させた上で、契約締結する。この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合（仕様内容の変更に伴う運行経費見積額の増減を含む。）がある。  
また、委託予定事業者と協議が整わない場合にあつては、次に評価点の合計が高い者から順に協議を行う。

## 13. その他

- (1) 審査過程や審査結果については公表しない。また、審査結果について一切の異議申立ては出来ないものとする。
- (2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があつた場合は、田野町情報公開条例（平成14年条例第5号）の規定に基づき、提出書類を開示する場合がある。

## 14. 本件に関するお問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒781-6410

高知県安芸郡田野町1828番地5

田野町役場 保健福祉課 担当：山中

TEL：0887-38-2812

FAX：0887-38-2044

メールアドレス：hoken@town.kochi-tano.lg.jp